

合算番号単価及び番号単価の修正（案）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第27条に基づき総務省告示第429号（平成18年7月31日；別紙1参照）第2条により修正合算番号単価及び修正番号単価を算定した結果は、下記1のとおりであり、この算定結果に基づき下記2のとおり取り運ぶこととしたい。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価算定結果（算定方法の詳細は別紙2参照）

（1）修正合算番号単価

修正合算番号単価は「3円」（現在は5円）とする。

総務省告示第429号第2条の規定に基づき、修正合算番号単価を算定すると「3.279・・・円」となるので、同告示第3条に基づいて整数未満を四捨五入し「3円」とする（別紙2参照）。

（2）修正番号単価

番号単価を以下のとおり修正する。

NTT東日本 1.73278160円
（現行 2.90921481円）

NTT西日本 1.26721840円
（現行 2.09078519円）

（3）適用の時期

平成24年7月から適用する。

2 今後の取り扱い

(1) 報道発表

4月17日(火) 14時 資料配布

(2) 通知等

総務大臣へ通知	4月17日以降速やかに
負担対象事業者へ通知	同 上
ホームページに掲載	同 上
自動音声・FAX案内に掲載	同 上

番号単価等の算定方法（総務省告示第429号・平成18年7月31日）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第1項の規定に基づき、番号単価の算定方法を次のように定める。

平成18年7月31日

総務大臣 竹中 平蔵

（番号単価の算定方法）

第1条 番号単価は、原則として毎年度9月に次の式により算定するものとする。

番号単価

＝合算番号単価

×当該適格電気通信事業者の補てん対象額

÷適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

2 前項の合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

合算番号単価

＝（適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額）

÷直近の算定対象電気通信番号の総数

÷前項の番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月から最終算定月と見込まれる月までの月数

3 第1項の規定により算定した番号単価は、原則としてその算定した年度の1月末からその翌年度の6月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者ごとの負担金の額の算定に用いるものとする。

（番号単価の修正）

第2条 前条第1項の番号単価は、原則として翌年度の4月に次の式により修正するものとする。

修正番号単価（本項の規定により修正した番号単価をいう。以下同じ。）

＝修正合算番号単価（前条第2項の合算番号単価を修正したものをいう。以下同じ。）

×（各適格電気通信事業者の補てん対象額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

－当該適格電気通信事業者に係る基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第2項の残余の額（以下「前年度残余額」という。）

－当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額（当該番号単価を修正する月までに支援機関が徴収する負担金の予定額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

－当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

－当該番号単価

×直近の算定対象電気通信番号の総数

×当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月の前月までの月数)

÷（適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

＋支援機関の支援業務に係る費用の額

－適格電気通信事業者ごとの前年度残余額の合計額

－適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額

－適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

－当該合算番号単価

×直近の算定対象電気通信番号の総数

×適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から当該修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月の前月までの月数)

2 前項の修正合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

修正合算番号単価

$$\begin{aligned} &= (\text{適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額} \\ &+ \text{支援機関の支援業務に係る費用の額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの前年度残余額の合計額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の} \\ &\quad \text{算定自己負担額の合計額} \\ &- \text{前条第2項の合算番号単価} \\ &\quad \times \text{直近の算定対象電気通信番号の総数} \\ &\quad \times \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番} \\ &\quad \text{号の数に係る最後の月の翌月から前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電} \\ &\quad \text{気通信番号の数に係る月の前月までの月数}) \\ &\div \text{直近の算定対象電気通信番号の総数} \\ &\div \text{前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月から最終} \\ &\quad \text{算定月と見込まれる月までの月数} \end{aligned}$$

3 第1項の**修正番号単価は、接続電気通信事業者ごとの負担金の額を算定する場合にあっては、原則としてその修正した年度の7月末から最終算定月の前月の月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとし、同年度の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条第2項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余額を算定する場合にあっては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。**

(端数処理)

第3条 支援機関は、第1条第1項の規定により算定した番号単価又は前条第1項の修正番号単価について、小数点以下8位未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、**負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。**

2 **前項の規定は、第1条第2項の合算番号単価又は前条第2項の修正合算番号単価について準用する。**この場合において、**前項中「小数点以下8位未満」とあるのは、「整数未満」と読み替えるものとする。**

(番号単価の通知)

第4条 支援機関は、第1条第1項の規定により番号単価を算定したとき又は第2条第1項の規定により番号単価を修正したときは、速やかに、その旨及びその内容を総務大臣に通知するものとする。

I. 修正合算番号単価の算定


(1) H24.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 (A - B - C = D)

A 徴収すべき 負担金総額 ●補てん対象額 11,106,321,510 円 + ●支援機関事務費 55,869,375 円 = 合計 11,162,190,885 円	B 前年度 残余额 1,019,138,549 円	C H24.1～6月 (算定月)間の 徴収見込額 ①H24.1月分 1,020,879,300 円 ② H24.2～6月分 (直近の番号数適用) 5,104,396,500 円	D H24.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額 4,017,776,536 円
--	---	---	---

(2) (1) の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 (D ÷ E ÷ 6月 = F)

D H24.7～12月(算定月)間 の徴収すべき見込額 4,017,776,536 円	F 修正合算 番号単価 3.279669...円
E 直近(H24.1月末)の 算定対象電気通信番号総数 204,175,860 番号	修正番号単価の 適用月数 (H24.7～12月) 6ヶ月

$$\frac{D}{E \div 6} = F$$



3円 ※

※ 総務省告示第429号第3条第2項に基づき、同条第1項を準用して、整数未満の端数を切り捨てした

Ⅱ－１．修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) H24.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 (A東－B東－C東＝D東)

A東 徴収すべき負担金総額 ●補てん対象額 6,462,135,001 円 + ●支援機関事務費 32,507,203 円 = 合計 6,494,642,204 円	B東 前年度 残余额 610,050,513 円	C東 H24.1～6月 (算定月)間の 徴収見込額 ①H24.1月分 593,991,434 円 ② H24.2～6月分 (直近の番号数適用) 2,969,957,178. ⁷⁸²⁴³ 円	D東 H24.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額 2,320,643,078. ²¹⁷⁵⁷⁰ 円
---	--	--	---

(2) (1) の算出額を、修正合算番号単価算出時に導き出した H24.7～12 月間の徴収すべき額で除する (D東÷D＝G東)

D東 H24.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額 2,320,643,078. ²¹⁷⁵⁷⁰ 円	÷	D 修正合算番号の H24.7～12月(算定月)間 の徴収すべき見込額 4,017,776,536 円	＝	G東 0. ⁵⁷⁷⁵⁹³⁸⁶⁵⁰
---	---	--	---	---------------------------------------

(3) 修正合算番号単価に(2)で算出した数値を乗ずる
(F÷G東＝NTT東日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価 3 円	×	G東 0. ⁵⁷⁷⁵⁹³⁸⁶⁵⁰	＝	1. ⁷³²⁷⁸¹⁵⁹⁵¹ 円
---------------------------------	---	---------------------------------------	---	----------------------------

Ⅱ－２．修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H24.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 (A西－B西－C西＝D西)

A西	B西	C西	D西
徴収すべき 負担金総額	前年度 残余额	H24.1～6月 (算定月)間の 徴収見込額	H24.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 4,644,186,509 円 + ●支援機関事務費 23,362,172 円 = 合計 4,667,548,681 円	409,088,036 円	① H24.1 月分 426,887,866 円 ② H24.2～6 月分 (直近の番号数適用) 2,134,439,321. ²¹⁷⁵⁷ 円	1,697,133,457. ⁷⁸²⁴³⁰ 円

(2) (1) の算出額を、修正合算番号単価算出時に導き出した H24.7～12 月間の徴収すべき額で除する (D西÷D＝G西)

D西	D	G西
H24.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	修正合算番号単価の H24.7～12月(算定月)間 の徴収すべき見込額	
1,697,133,457. ⁷⁸²⁴³⁰ 円	4,017,776,536 円	0. ⁴²²⁴⁰⁶¹³⁵⁰

(3) 修正合算番号単価に(2)で算出した数値を乗ずる
(F÷G西＝NTT西日本修正番号単価)

F	G西	
修正合算 番号単価	0. ⁴²²⁴⁰⁶¹³⁵⁰	
3 円	×	= 1. ²⁶⁷²¹⁸⁴⁰⁴⁹ 円

番号単価と適用時期

	認可時			修正時		最終算定月	備考
	負担金額	合算番号単価	適用開始月	修正合算番号単価	適用開始月		
H18年度認可	153.0億円	7円/月・番号 (7.12円)	H19年1月 (適用期間12ヵ月)	7円/月・番号 (7.07円)	H19年7月	H19年12月	
H19年度認可	136.3億円	6円/月・番号 (6.20円)	H20年1月 (適用期間13ヵ月)	6円/月・番号 (6.23円)	H20年7月	H21年1月	
H20年度認可	181.0億円	8円/月・番号 (8.10円)	H21年2月 (適用期間12ヵ月)	8円/月・番号 (8.58円)	H21年7月	H22年1月	
H21年度認可	188.8億円	8円/月・番号 (8.28円)	H22年2月 (適用期間12ヵ月)	8円/月・番号 (8.79円)	H22年7月	H23年1月	
H22年度認可	152.5億円	7円/月・番号 (6.58円)	H23年2月 (適用期間12ヵ月)	7円/月・番号 (6.42円)	H23年7月	H23年12月	
H23年度認可	111.6億円	5円/月・番号 (4.67円)	H24年1月	3円/月・番号 (3.27円)	H24年7月		